

申告納税相談日程・会場一覧

月	日	曜日	午前受付	午後受付	会場・受付時間
2月	13	木	向原・下松・中ノ沢・弥生	松峯・真ヶ沢・宮野	奥川みらい交流館 午前受付 9時30分～11時 午後受付 1時～3時
	14	金	杉山・山浦・出戸・塩	新町・小山・弥平四郎	
	17	月	小屋・極入・小綱木	道目・中町・梨平・大舟沢	
	18	火	予備日 [奥川地区]		
	19	水	呼賀・滝坂・橋立	小清水・滑沢・井谷・八重窪	
	20	木	荒木・平明・原	漆窪・新村・樟山	
	21	金	徳沢・高目	上野尻5・下野尻1・熊沢	
	25	火	上野尻1・下野尻2・柴崎	上野尻2・上野尻3	
3月	26	水	端村・白坂・屋敷	上野尻6・下野尻3	町役場 3階大会議室 午前受付 8時30分～11時 午後受付 1時～4時
	27	木	西林東・出ヶ原	上野尻4・宝川	
	28	金	森野・檜木平	松尾	
	3	月	尾登・泥浮山・牛尾	程窪・山口・軽沢	
	4	火	堀越	萱本	
	5	水	縄沢・長桜	4町内・西林・青坂	
	6	木	下小屋・西原	上小島	
	7	金	3町内	10町内・塩喰・下小島	
	8	土	予備日 [地区指定なし]		
	10	月	四岐・大久保・中野	2町内・黒沢	
11	火	7町内・西平・小杉山	8町内・9の1・戸中		
12	水	5町内・橋屋	1町内・芹沼		
13	木	芝草	6町内・さゆりが丘		
14	金	9の2・牧	安座		
17	月	予備日 [地区指定なし]			

※各日混雑によりお待たせする場合がございますので、なるべく指定日時での申告にご協力をお願いします。
※午前・午後ともに指定時間内に受け付けを済ませてください。

注意 申告に必要なもの チェックしてみましょう!

- 給与所得の人は、勤務先から交付された源泉徴収票
 - 事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などの収入金額および経費が分かる書類（帳簿）
 - 農業所得のある人は、農業収入などの経費をまとめた農業所得関係計算書および領収書
 - 諸控除の証明書や領収書、具体的には、生命保険・個人年金控除証明書、建物地震（火災）保険証明書、国民年金の領収書、医療費の領収書・通知書など
 - 税務署から申告のハガキが届いた場合は、そのハガキ
 - 通帳（所得税の還付が発生することがあるため）
 - マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）
 - 【医療費控除を受ける場合のみ】領収書を人と病院・薬局・介護サービスごとに分けて計算して作成した明細書（明細書を未作成の場合は会場で作成してもらいます）
- 例：野沢 太郎 ○○病院 12,000円 △△病院 5,000円 ☆☆薬局 10,000円

必要な書類などがない場合、原則として申告相談に応じることができません。

町・県民税の申告納税相談 Q & A



- Q. 申告期間はいつですか？**
A. 2月13日から3月17日まで左表の日程で行います。なお、指定日に都合のつかない人は事前に電話でご連絡ください。
- Q. 収入がない場合でも、申告は必要ですか？**
A. 令和7年1月1日現在で18歳以上の人であれば、収入がなかったことを申告しないと未申告者となり、各種行政サービスを受けられなくなる恐れがありますので必ず町役場町民税務課までご連絡ください。
- Q. 会社で働いていますが、申告の必要はありますか？**
A. 勤務先で年末調整をしていない場合や、複数の勤務先から給与を供給している場合は申告が必要になります。また、給与以外にも20万円以上の所得がある場合も申告が必要です。
- Q. 年金収入のみの場合でも申告は必要ですか？**
A. 控除漏れなどがなければ年金収入が400万円以下の場合は申告をする必要はありませんが、その他に収入がある場合は町役場町民税務課までご連絡ください。
- Q. 農業、営業の所得を申告をする際に領収書以外に何が必要ですか？**
A. 帳簿や農業所得関係計算書を作成し、申告会場に持参してください。（農業所得関係計算書は12月に区長文書で全戸に配布しています）
- Q. 年の途中で転入・転出をした場合はどちらの市町村に申告しますか？**
A. 令和7年1月1日現在の住所地の市町村で申告してください。

町の申告受け付けは2月13日～3月17日
お済みですか？ 申告準備
 今年も町・県民税の申告、所得税の確定申告の時期を迎えました。町では、2月13日から令和6年中（昨年1月から12月まで）の申告を受け付けます。申告納税相談は、令和7年度の町・県民税、国民健康保険税などの課税の基礎となる重要な手続きです。忘れずに申告をしましょう。



記帳・帳簿の保存

農業を含む個人事業や不動産事業、山林事業などを行う全てのの人に、記帳・帳簿書類の保存が必要になります。収入金額や経費を記載した帳簿、受け取った請求書や領収書などを5～7年の一定期間保存する必要があります。

マイナンバーの記載と本人確認

所得税などの申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、提出の際には本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証など）の写しの添付が必要です。

申告に関する
 問い合わせは
 こちらまで！
 町民税務課
 税務係
 ☎45-2212

お知らせ INFORMATION

消防・防災の豆知識〈第9回〉～スプレー缶が火災の原因に～

スプレー缶などにガスが残ったまま廃棄すると、ごみ収集車やごみ処理場で押しつぶした際にガスが漏れ、金属から生じた火花が引火して火災になることがあります。カセットボンベやスプレー缶を処分するときは必ず穴をあけ、中のガスを抜ききってから処分してください。

※12月、喜多方市でごみ収集車から火災が発生しました。



第1回町長杯町民カローリング大会を開催

町公民館では、「第1回町長杯町民カローリング大会」を開催します。冬場の運動不足解消にぜひ参加ください。

◆開催日時

2月1日(土)
午前8時30分～11時30分

◆会場

さゆり公園体育館

◆参加対象

- ①小学生の部(小学3年以上)
- ②一般の部(中・高校生、一般)
- ※3人1チームで申し込んでください。
- ※1人または2人でも参加を受け付けますが、その場合、事務局でチームを編成します。

◆申込方法

※申込数が一般の部は18チーム、小学生の部は9チームになり次第締め切ります。参加申込書に必要な事項を記入し、町公民館まで提出して

ください。
※参加申込書は、町公民館にあります。
◆申込期限
1月27日(月)まで
◆その他
服装は軽い運動のできる暖かい服装で、上履きを持参してください。
◆申込・問い合わせ先
町公民館
☎45-3244



第3回町長杯健康マージャン大会参加者募集

町公民館では、町民を対象とした「第3回町長杯健康マージャン大会」を開催します。脳が活性化し、認知症予防に効果があるとされるマージャン大会にぜひ参加ください。

◆開催日時
2月22日(土)
受付 午後0時30分～1時
開会式 午後1時
◆会場
町公民館大ホール
◆参加対象
住民または町内事業所等に通勤・通学されている人
◆申込方法
参加申込書に必要な事項を記入し、町公民館まで提出するか、左記QRコードより申し込んでください。



▲申込フォーム

※参加申込書は、町公民館または奥川支所 新郷連絡所にあります。
◆申込期限
2月12日(水)まで
※参加者が24人になり次第締め切ります。
◆申込・問い合わせ先
町公民館
☎45-3244



下水道に加入我们しよう

町では、水質保全と快適な居住環境づくりのため、下水道事業を推進しています。これまで公共下水道や農業集落排水処理施設、合併浄化槽の整備を進めてきました。下水道は安全で衛生的な生活をする上で、大きな役割を果たしますので、加入をお願いします。

◎宅内排水設備工事を行う場合は、町指定業者に相談し、申請手続きを行ってください。

◎宅内排水設備工事にかかる費用を町内の金融機関から借り入れた場合、利子相当額を町が補助する制度もあります。詳しくは左記まで問い合わせください。

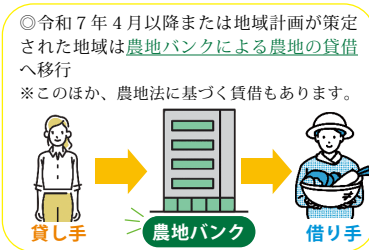


▲町指定業者はこちら

◆問い合わせ先
建設水道課 上下水道係
☎45-4534

農地の貸し借りは農地バンクへ

農業経営基盤強化促進法の改正により、原則、令和7年4月から農地の貸借は「地域計画」に基づき、農地中間管理機構(農地バンク)を介した貸借へ移行します。



◆農地バンクを介した貸借のメリット

- ・賃借料の精算は農地バンクが行うため、賃借人双方の精算事務が軽減されます。
- ・一定の要件を満たせば、集落で機集積協力金の交付を受けることができます。

◆留意点

- ・賃借人の双方に手数料がかかります。(賃借料の1割で最低800円、最高8000円)
- ・登記人が死亡していた際には相続関係説明図が必要となる場合があります。

◆問い合わせ先

農林振興課 農政係
☎45-4531
農地中間管理機構
喜多方推進拠点
☎080-3754-3070

農業用パイプハウスの倒壊に注意!

冬は積雪などにより農業用パイプハウスが倒壊する危険性が高まります。適切な対策を行い、被害の未然防止に努めましょう。

- 人命が優先です。積雪対策は複数人で作業しましょう。
- ハウス内を加熱する場合は、火災や一酸化炭素中毒に注意しましょう。
- 必ずヘルメットをかぶり、

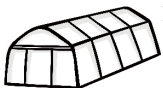
滑りにくい長靴などを履いて作業しましょう。

◆降雪時の対策

- ①加温設備の設定温度を高め、内部カーテンを開放し、屋根面を暖めて雪が落ちるように促す。
- ②加温設備がない場合は、ハウスの気密性を高め、内部カーテンを開放し、地熱の放射または簡易加温器具を使用し、室温を上昇させて雪が落ちるのを促す。
- ③雪が落ちる妨げとならないようハウス周囲を除雪する。
- ④屋根に雪が積もった場合は雪を下ろし、被覆資材が雪でたるまないようにする。
- ⑤散水により積雪を流すことは雪が水を含んで重くなり倒壊の危険が増すため、絶対に行わない。

◆問い合わせ先

農林振興課 農政係
☎45-4531



政府広報/厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

- マイナ保険証をお持ちでない方 **申請不要で資格確認書をお届けします。**
- 新たに後期高齢者になった方 **申請不要で資格確認書をお届けします。** ※高齢7月以降まで
- マイナ保険証での受診が困難な方 **申請いただくことで資格確認書をお届けします。** (二重国籍の方・喪失をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

